

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和4年3月31日付けで専決処分したので報告し承認を
求める。

令和4年 6月 9日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭
和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条
第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例

〔 令和 4 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 1 2 号 〕

太宰府市都市計画税条例(昭和58年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」を「附則第13項の「農地」に、

「附則第12項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の太宰府市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。